

自転車運転者講習制度

1 信号無視

2 通行禁止道路の通行(歩行者用道路等)

3 歩行者用道路での徐行違反

4 通行区分違反(右側通行等)

5 自転車が通行できる路側帯通行時の歩行者の通行妨害

危険行為 講習の対象となる 15項目

6 遮断機が下りた踏切への進入等

7 信号のない交差点での左方車・優先車妨害等

悪質な自転車運転者に対する、自転車運転者講習制度の講習対象となる危険行為に、**妨害運転(あおり運転)**が規定され、**15項目**になりました。
(令和2年6月30日施行 道路交通法施行令の一部改正)

8 交差点を右折する時の直進車・左折車の進行妨害

9 環状交差点での安全進行義務違反等

10 指定場所一時不停止

11 歩道通行時の通行方法違反

12 ブレーキのない自転車の運転

13 酒酔い運転

14 安全運転義務違反

15 妨害運転(あおり運転)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反となるような行為(幅寄せ、ベルをしつこく鳴らす等)をして、交通の危険のおそれ又は著しい交通の危険を生じさせる行為をすること。

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令違反5万円以下の罰金



- 自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者に迷惑がかかるだけでなく、自転車利用者自身の生命にもかかわる危険な行為です。
- 交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



自転車も交通ルールを守り、安全に運転しましょう!

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用
 - ※ 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを装着しましょう



自転車点検の合い言葉

自転車を安全に乗るためには、常に点検と手入れをしましょう。

「ぶたはしゃべる」で覚えよう!



自転車でも保険に加入しましょう!

自転車が加害者となる交通事故で高額な損害賠償責任を負わなければならないことも少なくありません。

万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。

たとえば、自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けた自転車に貼られるTSマークには保険が付帯されます(有効期間1年)。

自転車整備士や自転車技師によって点検・整備を受けた、安全性のある自転車を使いましょう。

※ 保険会社の各保険にプラスする個人賠償責任特約などもあります。

TSマーク



赤マーク
賠償責任補償
1億円(限度額)



青マーク
賠償責任補償
1,000万円(限度額)